

氏名	くま がい たか ゆき 熊 谷 隆 之
学位の種類	博士（文学）
学位記番号	文博第290号
学位授与の日付	平成16年7月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	文学研究科歴史文化学専攻
学位論文題目	六波羅探題の研究

論文調査委員 (主査)  
教授 勝山清次 教授 鎌田元一 教授 藤井譲治

### 論文内容の要旨

本論文は、鎌倉幕府による西国支配の展開過程について、その中核をなした六波羅探題を分析の基軸にすえることにより、できるだけ総体的かつ通時的な把握を試みることで、そうした作業を通じて、列島社会における鎌倉幕府の歴史的位置の解明や日本中世国家像の再構築といった、より大枠の議論にむけた一定の見通しをえることを課題としている。

もとより鎌倉幕府の研究は、日本中世国家の確立過程を解明し、列島の通史を見通していくために不可欠である。しかし、既往の研究ではその成立期に関する問題に成果が集中しており、より大枠の議論を進めていくための基礎的な部分についてさえ、なお未解明の問題が山積しているのが現状である。

そこで論者が注目するのが、承久の乱を経て京都に設置された六波羅探題の存在である。六波羅探題は西国の守護や御家人を統括するとともに、公家や寺社などの諸権門との交渉を担い、関東—六波羅—守護・御家人という武家内部の縦軸と、公家—武家—寺社という中世国家を形づくっている横軸の結節点とでもよぶべき位置にあった。したがって、六波羅探題の研究は、鎌倉幕府のみならず他の諸権門の存在もふまえながら、中世国家の確立過程を総体的に把握していくための有効な足がかりとなるのである。

勿論これまででも、六波羅探題については数々の先行研究がある。しかし、その研究を進めるための根本史料たるべき発給文書については部分的な考察こそあれ、全面的な検討は皆無であった。このような研究状況を踏まえ、論者は六波羅探題発給文書の考察から始め、発給文書論にもとづいて研究の展開を図っている。

まず第一章「六波羅探題発給文書に関する基礎的考察」では、様式的な錯誤の多い翻刻史料集や未確立な初期の様式のみを依拠した既往の分類の不備を指摘したうえで、未翻刻文書も含めて影写本や写真版などから網羅的に収集した発給文書八〇〇通余りをもとに、全時期に通底する様式分類を提示している。そして、その確立過程が探題の人事と対応することに着目し、三つの時期区分を行っている。ここでの成果としては、これまで部分的にのみ分析されてきた六波羅探題発給文書の全容を初めて明らかにし、それらを体系的に整理した点、六波羅探題が制度的に確立する諸段階について、おおよその見通しがえられた点などがあげられるであろう。

第二章「六波羅施行状について」では、六波羅探題は西国への施行に際して、書札様の関東発給文書は書札様、下文様の文書は下文様の文書でそれぞれ施行していたこと、その文面上で安堵や宛行の機能を有する將軍下文と関東下知状は「下文」、裁許の機能を有する関東下知状は「下知状」とよばれていたことを明らかにしている。そのうえで、広く下文様式と書札様式の文書について検討を加え、明治期に古文書学が成立して以来、連綿と用いられてきた「下文」や「下知状」という文書名に根本的な再考をうながしている。

第三章「六波羅における裁許と評定」では、六波羅裁許状の様式をもとに訴訟機関としての六波羅について検討し、引付や評定を経る裁許手続きや、西国の案件を関東へ注進する際に六波羅を介する原則が建治3年（1277）を画期に確立すること、これを機に六波羅が訴訟機関として質的に転換することを明らかにしている。そのうえで、鎮西探題や守護、公家や寺

社にも論及し、鎌倉期の訴訟制度の確立過程は、相互の制度移入で個々が独自の訴訟機関として確立する動きと、注進・移管制度の整備で各機関が系列化する動きとを基軸とした、諸権門の各訴訟機関の体系化という一連の同時進行的な動きとして理解しようとの展望を示している。

第四章「六波羅・守護体制の構造と展開」は、鎌倉幕府の西国支配に関する総論にあたる。ここで論者は、六波羅探題が遵行を命じた御教書を収集したうえで、これまで遵行主体ごとに考察されてきた六波羅の遵行体系を全面的に再検討し、北条氏守護国では両使、外様守護国では守護が遵行するという通説には問題があること、その特質は種々の遵行主体が相補的に遵行をおこなう点にあり、両使遵行はその複合発展型であること、種々の遵行形態は六波羅を中心とする同心円状の地域的分布を示すことなどを明らかにしている。さらに、その確立過程が第一・三章で用いた時期区分と対応することに着目し、畿内近国の六波羅への求心化と遠国の守護への分節化などの地域的な問題もふくめて、鎌倉幕府の西国に対する権力編成とその推移を総体的に論じている。

第五章「播磨国守護領の形成過程」では、鎌倉後期に六波羅守護国となる播磨国の守護領について検討し、播磨国守護領は東播磨の大莊園五箇庄を中核とし、かつて石井進氏が守護領の主要な形態とした「国衙中心分布型」を示さないこと、関東御領であった五箇庄は国内外の関東御領と複合化することで、管国にとどまらず西国全体の支配を推し進めるための拠点として重要視されていたことを明らかにしている。ついで同様の国々の事例もあげながら、これまで通説であった「国衙中心分布型」説に根本的な再考をせまるとともに、関東御領や守護領については、先行研究のように武家領という枠内でなく、荘園公領制の変質という、より大枠の議論とのかかわりのなかで検討していく必要があることを論じている。

第六章「六波羅探題任免考証」は、『六波羅守護次第』（京都大学大学院文学研究科日本史研究室所蔵）の全文を紹介し、各探題の任免時期を確定したうえで、その人事をめぐる問題を逐一検討した考証稿である。ここでは、六波羅の執権と連署、北方と南方、北殿と南殿に関する新たな知見を提示し、これまで諸説が混在していた各探題の任免時期を確定するとともに、前章までで論じられなかった六波羅探題という地位の確立過程に論及している。

第七章「六波羅探題考」では、前章までの成果をふまえながら、史料用語論にもとづいて六波羅探題をめぐる既往の研究史に再検証を加え、六波羅御所は征夷大將軍の本邸とみなしうるものであり、「武家」というのはその本邸が立地した六波羅をさす呼称であったことを明らかにしたうえで、「武家」六波羅は、有力権門の間をとりもつ結節点として、種々の国家的な機能を六波羅・守護体制という支配の枠組みのもとで果たしたこと、その結果、鎌倉後期までに権門体制が鎌倉期の国家形態に対応しうる制度をとまなう体制として確立したと論じる。

## 論文審査の結果の要旨

現在、鎌倉幕府の性格をめぐるには、二つの有力な説が対立している。一つは幕府を東国国家とみる見解であり、今一つは幕府を武家権門と捉える見方である。しかしいずれの説を支持するにせよ、鎌倉幕府を中世国家のなかに位置づけようとしたばあい、京都に設置された六波羅探題の存在をどう理解するかが重要な論点となる。六波羅探題が西国の守護や御家人を統括するとともに、公家や寺社などの諸権門との交渉を担い、関東一六波羅一守護・御家人という武家内部の縦軸と、公家一武家一寺社という中世国家を形づくっている横軸の結節点とでもよぶべき位置にあったからである。こうした六波羅の政治的位置に着目した論者は、六波羅探題を分析の基軸にすえ、幕府による西国支配の展開過程を追究することにより、中世国家の確立過程を総体的に把握するための有効な手がかりがえられるとみる。そしてそのような見通しのもと、六波羅探題発給文書の分析にもとづき、裁判機関、および西国支配機関としての六波羅の展開過程をあとづけ、六波羅探題の新たな歴史的位置づけを試みようとしている。

本論は7章からなり、その前後に研究史を整理し課題を提示した序章と、研究の成果と今後に残された課題をまとめた終章が配されている。

六波羅探題を正面からとりあげた本論文の成果は多岐にわたるが、主要なものは次の5点にまとめられる。まず第一に、六波羅探題発給文書を体系的に整理し、新たな様式分類と時期区分をおこなったことである。論者は、網羅的に収集した発給文書八〇〇通余（多くの未翻刻の文書も含まれる）を、①六波羅下文、②六波羅下知状、③六波羅書下、④六波羅御教書の四つに大別したうえで、その様式が確立する過程が探題の人事と対応することに着目し、発給文書の変化について三つの

時期区分をしている。そのなかでとくに論者が注目するのは、建治3年(1277)の北条時村・時国の就任に始まる第三期で、両探題連署が原則となるこの段階で、発給文書は体系性をもつものとして確立したと捉えている(第一章)。これまで部分的な分析にとどまっていた六波羅探題発給文書について、その全容を初めて明らかにし、体系的に整理した点は、各探題の任免時期を確定した考証(第六章)とともに、今後の研究の礎となる大きな成果である。

第二に、六波羅探題が独自の訴訟機関となる過程を追究し、その時期を明確にしたことである。六波羅裁許状における事書と事実書の体裁の変化に注目した論者は、引付での問答と評定での審理をへる裁許手続きや、西国の案件を関東へ注進する際には六波羅を介するという原則が、いずれも建治3年を画期に成立したことを明らかにし、これが六波羅が独自の訴訟機関として確立したことを意味していると結論づけている(第三章)。

第三に、六波羅の遵行体系のあり方とその展開を再検討したことである。論者は六波羅探題が遵行を命じた御教書を収集・分析し、六波羅の遵行の特質は守護・守護代・御家人などがそれぞれ使節に指名されて遵行をおこなう点にあり、両使遵行はそのうちの二者を組み合わせた複合発展型であること、両使遵行は六波羅に近い地域ほど多用されるのに対し、京都から離れた周縁部ほど守護、もしくは守護代を単独の遵行主体とする傾向が強いと指摘する。ついで遵行体系の展開にも触れ、ここでも建治3年の改革が画期になっていると捉えている(第四章)。第二点目も含め、これらは裁判機関、および西国支配機関としての六波羅について、その確立過程を究明しており、鎌倉幕府の西国支配の推移を動的に明らかにした意義を有する。

第四に、鎌倉時代の守護領の分布について、これまでの通説を批判したことである。鎌倉後期に六波羅守護国となる播磨の守護領について検討した論者は、この国では守護領は関東御領でもあった東播磨の大荘園五箇庄を中核とし、「国衙中心分布型」を示さないことを明らかにしたうえで、同じタイプに属する国々の事例もあげながら、「国衙中心分布型」が守護領の主要な形態であったとはみなしがたいと主張している(第五章)。この通説批判は的確であり、これにより、鎌倉時代の守護領研究は再考を迫られることになる。

そして第五として、六波羅関係の用語の検討にもとづき、新たな六波羅探題像を提示したことである。論者は、六波羅が関東をさしおいて「武家」と呼ばれたことの意味を問い、それは六波羅御所が征夷大將軍の本邸とみなされていたからであると捉える。そのうえで、「武家」六波羅は有力権門の間をとりもつ結節点として、種々の国家的機能を果たすようになった結果、鎌倉後期までに権門体制が鎌倉期の国家形態に対応しうる制度をとまなう体制として確立したと論じている(第七章)。鎌倉時代の全体的な支配体制のなかで六波羅の位置と役割を明確にした点は、幕府研究にとっても重要な意味をもっている。

本論文は、発給文書の網羅的な収集と検討を通じて、六波羅探題の裁判機関、および西国支配機関としての確立過程をあとづけ、六波羅探題研究を実証的に大きく前進させたばかりでなく、六波羅の新たな歴史的な位置づけを試み、鎌倉幕府論に対しても重要な問題提起をおこなっている。史料の読みも堅実で、新しい鎌倉幕府研究の可能性を示すものとして、高い評価が与えられるであろう。とはいえ、考慮して欲しい点もいくつかみられる。文書様式名を工夫すること、両使遵行が広まる過程が論じられていないこと、六波羅御所を征夷大將軍の本邸とみなす論証が十分でないことなどである。しかしこれらも今後の課題とみなすべきであり、博士論文としての価値を何ら損なうものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士(文学)の学位論文として価値あるものと認められる。2004年5月28日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄らについて口頭試問をおこなった結果、合格と認めた。